

## 職員の処分について

職員の処分をいたしましたのでお知らせいたします。本件につきまして、市民の皆様にご迷惑をお掛けし、深くお詫び申し上げます。

### 「職員の窃盗」に係る処分

項目	内容
処分を受けた職員	健康福祉局地域包括ケア推進部主任（39歳）
事案の概要	当該職員は、令和6年3月2日(土)午前8時頃、町田市内のコンビニエンスストアにおいて、代金の支払をすることなく飲料品1点(220円相当)を店外に持ち出したもの 窃盗の容疑で八王子区検察庁に書類送致された後、不起訴となった。
処分の内容	停職1か月
処分年月日	令和6年11月25日

問合せ先  
人事・給与課  
直通電話 042-769-8213  
対応責任者 島崎